

零細・中小業者、農業者、フリーランスなどに影響

インボイス制度はなぜ問題

消費税の納税方式とインボイス

現在の消費税納税の仕組みを確認します。

事業者が税務署に消費税を納税するときは、①お客さんから受け取った消費税、②仕入れの時自分が支払った消費税、との差額（②－①）を納税する仕組みとなっています。

②の部分を「仕入れ税額控除額」といいます。しかし、この計算を1年分の売り上げや仕入れについて行うのは事務的にも大変なので、実際には次のような納税方式となっています。

消費税の納税額計算方法

	納税額計算方法	年間売上要件
免税	納税額なし	
簡易課税	みなし仕入れ税額控除	1000万円以下
本則課税	実際の仕入れ額から	5000万円以下

まず、年間売り上げが1000万円以下の小規模な事業者については消費税の納税が免除されています。従って納税額の計算は必要ありません。

年間売り上げが5000万円以下の場合は、「簡易課税」という方式を選択することができます。これは、②の「仕入れ税額控除額」を実際の仕入れ額から計算するのではなく、①の消費税に業種別に定められた「みなし仕入れ率」（小売業は8割、製造業は7割、飲食店は6割、サービス業は5割など）を乗じて計算する方式です。

簡易課税を選択していない業者は、「本則課税」といって、売上額と仕入れ額から納税額を計算します。「納税額＝売上×8%－仕入れ×8%＝（売上－仕入れ）×8%」ということで、帳簿から年間売上額と年間仕入れ額がわかれば、計算が簡単にできます。これを「帳簿方式」といいます。

インボイス制度では、課税事業者は、税務署に登録申請して、登録事業者となる必要があります。そして取引ごとにインボイスを発行します。消費税額の計算は、発行したインボイスの合計額から、受け取ったインボイスの合計額を差し引くことで求めます。

軽減税率で適正化のためというが

政府は、「2019年10月より軽減税率が導入され、その適正な課税のためインボイス（適格請求書）

が必要と導入理由を説明します。

しかし、現在でも軽減税率で複雑にはなりましたが、税率別に帳簿方式で納税額の計算がなされています。

真の狙いは、今後消費税率をヨーロッパ並みに20%まで引き上げるためです。

免税事業者から仕入れたものまで控除する「帳簿方式」では、大雑把すぎると批判されています。税率が上がるとなるとなおさらです。さらなる税率引き上げのためにインボイス制度は不可欠なものなのです。

零細・中小業者等に大きな問題

消費税の導入時から、零細・中小業者の事務負担は大きな問題となっていました。インボイス制度を基本とした「中曽根売上税」は、国民の批判を受け廃案となったのです。そのため「竹下消費税」は、「帳簿方式」とした経過があります。

インボイス制度の導入で、事務的には大変負担となります。

もう一つ大きな問題が、免税事業者のままやっていけるのかということです。

免税事業者は、適格請求書発行事業者登録ができず、インボイスを交付することができません。インボイスを交付できない取引では、課税業者は免税事業者との取引で支払った消費税について、仕入れ税額控除を受けられなくなってしまいます。課税事業者が損をするため、免税事業者は課税事業者からの取引を断られる可能性があります。

課税事業者との取引を続けたいのであれば、課税事業者になり適格請求書発行事業者登録する必要があります。

インボイス制度実施反対運動広がる

インボイス制度の問題点が明らかになるにつれ、実施中止・延期を求める声が高まっています。

日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、公益財団法人公益法人会、中小企業家同友会などの業界団体、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合などの税の専門家、などをはじめ各界・各層の関係者から声が上がっています。

地方議会でも、「インボイス実施中止を求める意見書」が採択されてきています。3月25日の財務金融委員会で、「地方議会からの意見書は、インボイスの記載が51件、適格請求書等保存方式の記載が1件、シルバー人材センターの記載が45件、合計で97件が財務省に提出されている」と答弁しています。

「しんぶん赤旗」を、ご購入ください。

お申し込みは

竹村真弓

☎42-9317まで